

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正	令和8年3月5日 警務課
---------------	--	-----------------

1 改正理由

人事委員会の令和7年10月1日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の地域手当の級地別支給割合を改定するため、所要の改正をするものである。

2 改正規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年鹿児島県公安委員会規則第22号）

3 改正内容

人事院規則の改正に準じた上で、本県警察職員の地域手当の級地別支給割合を下記のとおり改定するもの。

[現行]

附則別表（附則第2項関係）

支給地域		級地
埼玉県	さいたま市	<u>14パーセント級地</u>
千葉県	千葉市	<u>14パーセント級地</u>
神奈川県	川崎市	16パーセント級地
福岡県	太宰府市	<u>5パーセント級地</u>

[改正後]

附則別表（附則第2項関係）

支給地域		級地
埼玉県	さいたま市	<u>13パーセント級地</u>
千葉県	千葉市	<u>13パーセント級地</u>
神奈川県	川崎市	16パーセント級地
福岡県	太宰府市	<u>4パーセント級地</u>

4 施行期日

令和8年4月1日